

## 東京都食品情報評価委員会報告（案）概要

## 検討に当たって

「健康食品」に関する各種の調査結果から現状把握を行い、健康影響事例にみられる問題点を分析した。次に問題点の解決に向け、事業者、都民、医療関係者、教育関係者及び東京都の役割と課題を明確にし、さらに、今後の都の取組の方向性についても検討した。

なお、「健康食品」は、健全な食生活を心がけた上で、それでも十分に摂取することが難しい栄養成分がある場合にそれを補給するもの、すなわち、あくまでも食生活の補助的に利用するものとして検討した。

「健康食品」：健康の保持・増進に資する食品として販売・利用されるもの全般

## 第1章 「健康食品」を巡る現状

利用状況：5割以上の都民、児童や生徒の2割前後が利用している

利用目的：栄養補給と健康の維持・増進が多いが、ダイエットや病気の治療の場合もある

購入方法：店頭購入の他、カタログ、インターネット通販がよく利用されている

個人輸入も一部では行われている

健康影響の把握：都内の医師、薬剤師の2割前後が、被害が疑われる患者の診療等の経験があると回答  
医療現場では、「健康食品」と関連が疑われる肝障害やアレルギー等が探知

健康影響の分類：製品の安全性に問題があると考えられるものと、利用方法や利用者の体質等との関連が考えられるものに大別

## 第2章 「健康食品」の安全性に係る情報の分析

## 1 「健康食品」の特徴と問題点

「健康食品」は、一般の食品と異なる次のような特徴や問題点を持っている場合がある。

カプセル、錠剤、顆粒等一時の大量摂取が可能な形状

元の食品とは異なる生理作用を及ぼす可能性がある、濃縮や抽出を伴う加工

食経験が乏しい素材や成分を使用した場合は、安全性が不明確

「健康によい」ことに関する標ぼうの科学的な根拠が不明確

## 2 健康影響事例に見られる問題点

健康影響事例をもとに「健康食品」の安全に関わる問題点を分析し、以下の三点に整理した。

## (1) 「健康食品」関係事業者にみられる問題点

製品の開発や製造等を行う際の、原材料等の安全性情報の収集・評価が不十分

安全な利用方法等に関する情報の提供が十分ではない一方で、有用性に関しては違法な表示や広告など不適切な情報が多く、都民に提供されている情報内容に偏りがある。

## (2) 「健康食品」の利用における問題点

病気の治療やダイエット効果を期待した利用や治療の中断など、「健康食品」の不適切な利用

中国製ダイエット用健康食品など製品の安全性に問題があった被害事例では、個人輸入やネットオークションが安易に利用

「健康食品」の選択や利用に、マスメディア情報が大きな影響を及ぼしており、情報に<sup>ほんろう</sup>翻弄されないよう注意が必要

## (3) 健康影響の把握に係る問題点

医療現場では患者の「健康食品」利用状況を十分に把握できず、健康影響の探知に時間を要する。

情報の不足等により、「健康食品」と症状との関連が疑われても「健康食品」を原因と特定することが困難

都における健康影響情報を把握する体制は、把握すべき情報の範囲、情報源、収集方法などについて、必ずしも十分には確立していない。

### 3 「健康食品」が安全に利用されるために必要な関与者の役割と課題

「健康食品」が安全に利用されるためには、事業者が安全な製品を供給する責任を果たすことが重要である。また、利用者である都民、医療関係者、教育関係者、東京都が、「健康食品」に係る関与者として、次のような役割と課題に取り組む必要がある。

- 事業者：法令順守を徹底するとともに、科学的根拠に基づく安全管理・品質管理により、製品の安全性を確保する。また、安全な利用方法に関する適切な情報提供や相談窓口の設置により、適切な消費者対応を行う。
- 都民：バランスのよい食生活を重視し、「健康食品」は不足する栄養成分を補うなど補助的な利用とする。「健康食品」を利用する場合には、批判的視点を持って情報を選択し、適切な製品を選び、安全性に注意して利用する。
- 医療関係者：患者の利用状況を把握し、薬との相互作用や疾患への悪影響を未然防止  
「健康食品」の存在を念頭に診療にあたり、被害を早期に探知
- 教育関係者：教育を通して、健全な食生活の実践方法やマスメディア等の情報を読み解く力の涵養等に努める。
- 東京都：「健康食品」の安全確保に関する施策を策定し、実施する。  
上記の関与者と連携してそれぞれの取組を支援・指導する。

なお、「健康食品」を安全に利用することについて都民が具体的に理解を深めることができるよう、委員会として『「健康食品」を安全に利用するためのポイント』を作成した。

### 第3章 東京都が実施すべき取組の方向性

都は、これまでの取組に加えて、次のような観点から各関与者への指導や働きかけ等を行う必要がある。都が関与者との連携を進めることで、社会全体で「健康食品」の安全な利用に関し、積極的な取組が行われるようにするべきである。

- 事業者への指導・支援**
- ・安全確保、品質確保に関する指導を充実
  - ・講習会や自主点検票の作成等により自主的取組を支援
- 都民への普及啓発**
- ・「安全に利用するためのポイント」に基づき、パンフレットやインターネット情報を整備し普及啓発を拡充
  - ・健康影響に関する相談窓口機能の充実強化
- 医療関係者との連携**
- ・健康影響情報の収集体制を構築
  - ・医療関係者に対する情報提供の充実
- 教育関係者との連携**
- ・食育や消費者教育において活用可能な教材の提供
  - ・食に関する教育の効果的な機会や対象について意見交換



安全性に配慮した製品の供給と適切な情報提供  
「健康食品」に対する正しい理解の促進

健康被害の未然防止・拡大防止